

平成19年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程（第1号）

平成19年5月11日（金曜）午前10時15分

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

1 番	湯 田 哲	議員	2 番	渡 部 俊 夫	議員
3 番	高 野 精 一	議員	4 番	馬 場 信 作	議員
5 番	山 内 政	議員	6 番	渡 部 優	議員
7 番	星 光 久	議員	8 番	楠 正 次	議員
9 番	大 宅 宗 吉	議員	10 番	渡 部 忠 雄	議員
11 番	湯 田 秀 春	議員	12 番	星 登 志 一	議員
13 番	星 和 男	議員	14 番	平 野 昌 盛	議員
15 番	阿久津 梅 夫	議員	16 番	渡 部 東	議員
17 番	芳賀沼 順 一	議員	18 番	菅 家 幸 弘	議員
19 番	大 竹 幸 一	議員	20 番	児 山 寿 明	議員
21 番	五十嵐 司	議員	22 番	渡 部 康 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	杉 浦 孝 幸	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	湯 田 タマイ	会 計 室 長

宍戸秀樹	直轄政策室長	渡部俊夫	総務課長
星廣政	企画観光課長	星光幸	税務課長
大竹政義	住民生活課長	室井裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建設課長	児山忠男	環境水道課長
森秀一	農林課長	渡部文政	農業委員会事務局長
長沼芳樹	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	舘岩総合支所長	横山孝夫	伊南総合支所長
五十嵐竹則	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

澤田洋一	議会事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	--------	------	--------

年長議員の紹介

○澤田洋一事務局長 おはようございます。

議会事務局長の澤田でございます。本臨時会は、一般選挙後はじめての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席の議員中、年長の平野昌盛議員を紹介申し上げます。

それでは平野議員、議長席にお着き願います。

臨時議長の挨拶

○平野昌盛臨時議長 只今、紹介されました平野昌盛であります。

これより議長選挙が終わるまでの間、臨時議長として務めさせていただきます。なにとぞ、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、選挙後の初議会であります。町広報担当課及び報道関係者から写真撮影等の申し出がありましたので、これを許可いたします。ご了承願います。

それでは、改めまして、本日は新しい任期の初議会でありますので、自己紹介をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〔臨時議長の自己紹介後に議席番号の順番によって自己紹介〕

執行部の自己紹介

○平野昌盛臨時議長 以上で議員の自己紹介が終わりました。続いて事務局職員の紹介を事務局長からお願いします。

〔事務局長が事務局職員を紹介〕

執行部の自己紹介

○平野昌盛臨時議長 続いて、執行部の方々のご紹介をお願いいたします。

〔町長、副町長及び教育長が自己紹介し、副町長が順次紹介する〕

○平野昌盛臨時議長 これをもって、議会事務局並びに執行部の方々の紹介を終わります。

午前10時15分開会

開会の宣告

○平野昌盛臨時議長 それではただ今より、平成19年第1回南会津町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

○平野昌盛臨時議長 只今の出席議員は22名であります。ただちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○平野昌盛臨時議長 本日の議事日程は、お手元にご配布のとおりであります。

仮議席の指定

○平野昌盛臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、仮議席は、只今着席の議席を指定いたします。

町長の挨拶

○平野昌盛臨時議長 ここで町長より、あいさつをしたい旨の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長。

○湯田芳博町長 本日は、南会津町議会議員の改選後、初めての議会が開催されるにあたり、ご挨拶申し上げます。

先ず最初に皆様には、去る4月22日に執行されました南会津町議会議員一般選挙において、多くの町民の期待を担って、めでたくご当選の荣誉に浴されたこと心から敬意を表するとともに、本日ここに初の議会を開会する運びとなりましたことは、町政発展にとって誠にご同慶にたえない次第であります。

現行地方自治制度発足してから既に60余年を経過し、その間、地方自治の振興と住民福祉の向上のため諸制度の整備充実が図られてまいりました。

本町におきましても、町議会先輩各位のたゆまぬご努力により、町政の堅実なる発展を見ておりますことは、誠に喜びにたえない次第であります。

また、今年度は新町誕生後2年目を迎え施策課題への実質的取り組みの重要な年であり、第1次総合振興計画の実現のため、まちの将来像を「ありがとうのひろがる新しいまち」を掲げて、皆さんとともに誰もが安心して暮らせる豊かなまちづくりのために、全力で取り組んでまいる所存であります。

次に、昨日開催されました南会津地方広域市町村圏組合管理者会において、私が組合管理者にご推挙をいただき就任いたしましたのでご報告を申し上げますとともに、誠心誠意職務の遂行に努め、その任を果たしてまいりたいと考えておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

私ども地方自治体は、これまでも活力ある地域社会の形成を目指して、諸施策に取り組んでまいりましたが、今後一層の推進を図るためには、自らの権限と責任において、効率的な施策の展開をすることが最も重要であると考えております。

この時期に、本町議会が豊かな経験と識見をお持ちの方々をお迎えできたこと、誠に心強く頼もしく存ずるところであります。

どうか議員各位におかれましては、町政への一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝と益々のご活躍を心からご祈念申し上げまして挨拶といたします。

また、平成 19 年第 1 回南会津町議会臨時会の開催にあたり、専決処分の議案審議をお願いしてありますので、どうぞこちらについても審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長の選挙

○平野昌盛臨時議長 次に日程第 2、議長の選挙を行います。選挙の方法は投票により行ないます。議場の出入り口を閉じます。

〔事務局職員出入り口閉鎖〕

○平野昌盛臨時議長 只今の出席議員は 22 名であります。ここで立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に仮議席 3 番 高野精一君、仮議席 4 番 馬場信作君を指名いたします。

○平野昌盛臨時議長 これから投票用紙を配布させます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔事務局職員投票用紙配布〕

○平野昌盛臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○平野昌盛臨時議長 投票用紙の配布漏れはないと認めます。職員をして投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検 空であることを見せる〕

○平野昌盛臨時議長 異状はありませんか。

〔「異状ありません」との事務局職員の声あり〕

○平野昌盛臨時議長 異状なしと認めます。それでは、只今から投票を行います。局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○澤田洋一事務局長 点呼します。

〔澤田洋一事務局長、議席順に議員名点呼〕

○平野昌盛臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○平野昌盛臨時議長 投票漏れはないと認めます。投票を終了いたします。ただちに開票を行います。立会人の方は開票の立会いをお願いします。

〔事務局職員開票〕

○平野昌盛臨時議長 選挙の結果を報告いたします。投票総数 22 票。うち有効投票 22 票で、有効投票のうち児山寿明君 11 票、渡部康吉君 11 票、以上のとおりです。同数でありますので、これより抽選を行います。2 人前に出てきていただきたいと思います。児山寿明君、渡部康吉君、前に出てきてください。

〔両名が前に出る〕

○平野昌盛臨時議長 最初に抽選を決める順番を決める抽選を行います。抽選の順序であります、年長議員でよろしいでしょうか。

〔「いいです」の発言あり〕

○平野昌盛臨時議長 よろしいと認めます。

〔順番にくじを引く〕

○平野昌盛臨時議長 開けてください。

〔渡部康吉君が1 番くじを引く〕

○平野昌盛臨時議長 それでは、渡部康吉君より抽選をしてください。

〔両名がくじを引く〕

○平野昌盛臨時議長 抽選を開けてください。

〔渡部康吉君が当選くじを引く〕

○平野昌盛臨時議長 くじの結果、渡部康吉君が議長に当選されました。

ここで、議場の出入り口を開きます。

〔事務局職員出入り口の閉鎖を解除〕

○平野昌盛臨時議長 只今、議長に当選されました渡部康吉君が議場におられますので、この席から会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

新議長の挨拶

○平野昌盛臨時議長 それでは渡部康吉君、ご挨拶をお願いします。

○渡部康吉議長 只今、議長選挙におきまして、当選させていただきました渡部康吉でございます。もとより不慣れでございますし、また力不足の点もございますが、誠心誠意努力して、新生南会津町発展のため一生懸命頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

〔拍手〕

○平野昌盛臨時議長 以上で、私の臨時議長の職務を終わらせていただきます。

これまでのご協力、誠にありがとうございました。ここで、新議長と交代します。

〔拍手〕

○渡部康吉議長 只今、議長に就任いたしました渡部康吉であります。何分とも不慣れでございますので、議員並びに執行部の皆様のご協力を切にお願いいたします。

議事に入る前に、ここで暫時休憩いたします。

休憩午前10時46分

再開午前11時00分

追加議事日程 （第 1 号の追加 1）

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙について

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 7 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

追加日程第 8 田島下郷町衛生組合議会議員の選挙について

追加日程第 9 西部環境衛生組合議会議員の選挙について

追加日程第 10 都市計画審議会委員の推薦について

追加日程第 11 民生委員推薦会委員の推薦について

追加日程第 12 議案第 4 3 号 専決処分について

専決第 5 号 南会津町税条例の一部を改正する条例

専決第 6 号 平成 18 年度南会津町一般会計補正予算(第 5 号)

専決第 7 号 平成 18 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)

専決第 8 号 平成 18 年度南会津町老人保健特別会計補正予算

(第 3 号)

専決第 9 号 平成 18 年度南会津町介護保険特別会計補正予算(4 号)

専決第 10 号 平成 18 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正
予算(第 3 号)

専決第 11 号 平成 18 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予
(第 4 号)

専決第 12 号 平成 18 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 4 号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

このあとの議事日程は、お手元に配付の第 1 号の追加 1 のとおりであります。

早速、議事を進行してまいります。

議席の指定

○渡部康吉議長 追加日程第 1 議席の指定を行います。議席は、会議規則第 4 条の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 次に追加日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、1 番 湯田哲君、11 番 湯田秀春君を指名いたします。

会期の決定

○渡部康吉議長 次に追加日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

副議長の選挙

○渡部康吉議長 次に追加日程第4 副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

〔事務局職員出入り口閉鎖〕

○渡部康吉議長 只今の出席議員は22名であります。次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番 山内政君、6番 渡部優君を指名します。

それでは投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔事務局職員投票用紙配布〕

○渡部康吉議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 配布漏れ、なしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検 空であることを見せる〕

○渡部康吉議長 異状ありませんか。

〔「異状ありません」との事務局職員の声あり〕

○渡部康吉議長 異状なしと認めます。それでは、只今から投票を行います。局長が議席番号と名前を読み上げますので順番に投票願います。

○澤田洋一事務局長 点呼いたします。

〔澤田洋一事務局長、議席順に議員名点呼〕

○渡部康吉議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

ただちに開票を行います。立会人の方は、開票の立会いをお願いします。

〔事務局職員開票〕

○渡部康吉議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22 票。うち有効投票 22 票。有効投票のうち、五十嵐司君 13 票、阿久津梅夫君 9 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、6 票です。

よって、五十嵐司君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔事務局職員出入り口の閉鎖を解除〕

○渡部康吉議長 只今、副議長に当選されました五十嵐司君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

新副議長の挨拶

○渡部康吉議長 それでは五十嵐司君、就任のあいさつをお願いします。

○五十嵐司副議長 只今は皆様のご支援により副議長に当選させていただきまして、誠にありがとうございました。重く責任を感じております。今後は、皆様方のご指導を得ながら、南会津町の発展のためと地域住民の生活向上のために頑張ってまいりますので、なお一層のご指導をお願い申し上げます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

議席の一部変更

○渡部康吉議長　ここで議席の一部の変更を行います。議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

議会運営申し合せ事項により、副議長五十嵐司君の席を21番に変更します。

また、これに伴い、19番以降の席を順次、繰り上げて、それぞれ変更します。席替えの間、暫時休憩いたします。

休憩午前11時18分

再開午前11時21分

○渡部康吉議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任

○渡部康吉議長　次に追加日程第5　常任委員会委員の選任を行います。まず、総務委員会、産業建設委員会、文教厚生委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。只今の3委員会の委員選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。よって、総務委員会、産業建設委員会、文教厚生委員会の常任委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決しました。

○渡部康吉議長　只今選任しました各常任委員は、休憩中にそれぞれの委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう、委員会条例第9条の規定により、ここに招集します。

併せて、委員会選出の各種委員についても選考方、よろしくお願いします。

各委員会の会議室は、総務委員会が議長室、産業建設委員会が第 3 会議室、文教厚生委員会が議員控室でお願いします。

なお、委員長・副委員長等が決まりましたら、議長あて報告願います。

暫時、休憩します。

休憩午前 11 時 23 分

再開午後 1 時 02 分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報委員会委員の選任

○渡部康吉議長 次に、議会広報委員会委員の選任を行います。委員の選任については、各常任委員会 2 名の推薦により指名します。お諮りします。

総務委員会、渡部俊夫君、馬場信作君、産業建設委員会、大宅宗吉君、渡部忠雄君、文教厚生委員会、湯田哲君、楠正次君。以上の 6 名を選任したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。よって、只今の 6 名を議会広報委員会委員に選任することに決しました。

○渡部康吉議長 只今選任しました議会広報委員は、休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう、委員会条例第 9 条の規定により、ここに招集します。

委員会は、第 3 会議室でお願いします。

なお、委員長・副委員長等が決まりしだい、議長あて報告願います。

暫時、休憩します

休憩午後 1 時 05 分

再開午後 1 時 15 分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会正副委員長の互選結果報告

○渡部康吉議長 休憩中、各常任委員会において互選された結果は、総務委員長に渡部東君、同じく副委員長に菅家幸弘君。産業建設委員長に星和男君、同じく副委員長に大竹幸一君。文教厚生委員長に山内政君、同じく副委員長に湯田哲君。議会広報委員長に渡部忠雄君、同じく副委員長に楠正次君が、それぞれ互選されましたのでご報告します。

議会運営委員会委員の選任

○渡部康吉議長 次に追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員の選任については、各常任委員会2名の推薦により指名します。お諮りします。

総務委員会、渡部東君、芳賀沼順一君。産業建設委員会、星和男君、星登志一君。文教厚生委員会、山内政君、楠正次君。以上の6名を選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、只今の6名を議会運営委員会委員に選任することに決まりました。

只今選任しました議会運営委員は、休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう、委員会条例第9条の規定により、ここに招集します。

会議室は、議長室でお願いします。

なお、委員長、副委員長が決まりましたら議長あて報告願います。

暫時休憩をいたします。

休憩午後 1 時 20 分

再開午後 1 時 25 分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長互選の結果報告

○渡部康吉議長 休憩中、委員会における正副委員長互選の結果は、委員長に芳賀沼順一君、副委員長に星和男君が互選されましたので報告します。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙

○渡部康吉議長 次に追加日程第 7、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の定数は 6 名です。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦によって行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、常任委員会の推薦により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名します。南会津地方広域市町村圏組合議会議員に、総務委員会、馬場信作君、湯田秀春君。産業建設委員会、大宅宗吉君、大竹幸一君。文教厚生委員会、渡部優君、星光久君。以上の6名を指名します。

お諮りします。

只今議長が指名した6名の方を、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました6名の方が南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました6名の方が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。以上でこの選挙を終わります。

田島下郷町衛生組合議会議員の選挙

○渡部康吉議長 次に追加日程第8、田島下郷町衛生組合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の定数は5名です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、常任委員会の推薦により、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

田島下郷町衛生組合議会議員に、議長の私くし、渡部康吉。総務委員会、渡部俊夫君、芳賀沼順一君。文教厚生委員会、高野精一君、渡部優君。以上の5名を指名します。

お諮りいたします。只今指名しました5名の方を、田島下郷町衛生組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました5名の方が田島下郷町衛生組合議会議員に当選されました。

只今当選されました5名の方が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。以上でこの選挙を終わります。

西部環境衛生組合議会議員の選挙

○渡部康吉議長 次に追加日程第9、西部環境衛生組合議会議員の選挙を行います。選挙する議員の定数は10名です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、常任委員会の推薦により、議長が指名することにしりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

西部環境衛生組合議会議員に、議長の私くし、渡部康吉。総務委員会、渡部東君、菅家幸弘君、五十嵐司君。産業建設委員会、大宅宗吉君、渡部忠雄君、阿久津梅夫君。文教厚生委員会、平野昌盛君、山内政君、楠正次君の10名を指名します。

お諮りします。只今指名しました 10 名の方を、西部環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました 10 名の方が、西部環境衛生組合議会議員に当選されました。

只今当選されました 10 名の方が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。以上でこの選挙を終わります。

都市計画審議会委員の推薦

○渡部康吉議長 次に追加日程第 10、都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。

本議会が推薦する委員の数は、4 名です。

本委員の推薦については、先の議員懇談会の申し合せにより、田島地域出身議員 2 名、館岩地域出身議員 1 名、伊南地域出身議員 1 名をもって充てることになっております。

お諮りいたします。

推薦者については、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

都市計画審議会委員に、田島地域、渡部俊夫君、大竹幸一君。館岩地域、菅家幸弘君、伊南地域、山内政君の 4 名を指名します。

お諮りいたします。

只今指名しました 4 名の方を、議会推薦の都市計画審議会委員と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の都市計画審議会委員は、只今指名しました4名の方を推薦することに決しました。

民生委員推薦会委員の推薦

○渡部康吉議長 次に追加日程第11、民生委員推薦会委員の推薦についてを議題といたします。

本議会が推薦する委員の数は、民生委員法第8条第2項の規定によって2名以内となっております。

お諮りいたします。本委員の推薦については、先の議員懇談会の申し合せにより、文教厚生委員会から議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決しました。

それでは民生委員推薦会委員に湯田哲君、山内政君の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

只今指名しました2名の方を、議会推薦の民生委員推薦会委員と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって議会推薦の民生委員推薦会委員は、只今指名しました2名の方を推薦することに決しました。

議案第43号 専決処分について

○渡部康吉議長 次に追加日程第12、議案第43号専決処分について

専決第 5 号 南会津町税条例の一部を改正する条例

専決第 6 号 平成 18 年度南会津町一般会計補正予算(第 5 号)

専決第 7 号 平成 18 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)

専決第 8 号 平成 18 年度南会津町老人保健特別会計補正予算(第 3 号)

専決第 9 号 平成 18 年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)

専決第 10 号 平成 18 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)

専決第 11 号 平成 18 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)

専決第 12 号 平成 18 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)

を議題とします。提出者の町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 平成 19 年第 1 回南会津町議会臨時会にあたり、提案いたしました議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご決定をくださいますようお願い申し上げます。

議案第 43 号専決処分についてご説明を申し上げます。

本件は、先の 3 月議会定例会最終日に申し上げました、税条例の一部改正並びに平成 18 年度各会計の最終補正予算について、専決処分をしたものであります。

初めに、専決第 5 号南会津町税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本件は、地方税法等関係法令の一部が改正され、平成 19 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、町税条例の一部を改正したものであります。

主な改正点といたしましては、上場株式等の配当及び譲渡益に対する県民税配当割、株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期間を 1 年延長することや高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の家屋に係る固定資産税を百平方メートルまでを限度に、三分の一を減額する特例措置が創設されたこと。

そのほか、鉄軌道用地の評価方法の変更を平成 19 年度に実施するための措置等の必要の改正であります。

次に、専決第 6 号 平成 18 年度南会津町一般会計補正予算(第 5 号)について、ご説明を申し上げます。本補正予算は、歳入歳出それぞれ 7,705 万 2 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 134 億 8,631 万 8 千円としたものであります。

その要因としましては、各種財源や事務事業の確定及び実績等によるものでありまして、歳入の主なものでは、町税、諸収入の追加でありまして、減額では地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び地方交付税等でありまして、そのほか国県支出金などの整理であります。

一方、歳出につきましては、各種特別会計への繰出金の調整をはじめ、人件費や事務事業費の確定及び実績等による整理、補正であります。

この結果、財源の増加分を予備費への計上で措置することとしたものであります。なお、旧伊南村史編さん事業については、第 2 表 繰越明許費補正のとおり、平成 19 年度に繰り越すこととしました。また、事業費の変更により、第 3 表 地方債の補正のとおり、限度額等の変更を行うものであります。

次に、専決第 7 号 平成 18 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)について、ご説明を申し上げます。本補正予算は、歳入歳出それぞれ 9,433 万 5 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 110 万 7 千円としたものであります。

歳入では、国庫支出金、県支出金及び療養給付費交付金等の追加のほか、一般会計繰入金が減額で、歳出では、保険給付費等で追加のほか、事務費・保険事業費での減額であります。

この結果、財源の増加分を予備費への計上で措置することにしたものであります。

次に、専決第 8 号 平成 18 年度南会津町老人保健特別会計補正予算(第 3 号)について、ご説明を申し上げます。本補正予算は、歳入歳出それぞれ 1,479 万 8 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 1,015 万 2 千円といたしました。

歳入では、支払基金交付金が減額で、国庫支出金及び第三者納付金が追加となり、歳出で、医療諸費が減額となったところから、超過する財源を一般会計繰入金の減額で整理したものであります。

次に、専決第 9 号 平成 18 年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について、ご説明を申し上げます。本補正予算は、歳入歳出それぞれ 1,893 万 9 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 5,350 万 4 千円といたしました。

歳入で、国庫支出金が追加となり、歳出では保険給付費が減額となったところから、増加した財源を措置するため、歳入の一般会計繰入金及び介護給付費準備基金繰入金を減額するものであります。

次に、専決第 10 号 平成 18 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)について、ご説明を申し上げます。本補正予算は、歳入歳出それぞれ 174 万 7 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,320 万 8 千円といたしました。

歳入で、使用料が追加で、一般会計繰入金は減額となり、国庫支出金が追加となり、歳出では事務事業等の確定及び実績等による減額補正であります。

次に、専決第 11 号 平成 18 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)について、ご説明を申し上げます。本補正予算は、歳入歳出それぞれ 93 万 6 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 8,366 万 9 千円といたしました。

歳入で、一般会計繰入金の減額と消費税還付金の計上で、歳出では、新設改良費及び維持管理費が減額となり、財源の増加分は予備費へ計上いたしました。

次に、専決第 12 号 平成 18 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)について、ご説明を申し上げます。本補正予算は、歳入歳出それぞれ 539 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8,348 万 9 千円といたしました。

補正の主なものとしましては、歳入で、水道使用料及び消費税還付金等の追加、一般会計及び簡易水道事業基金繰入金の減額であります。歳出では、事務費及び維持管理費等の実績による減額で、財源の増加分は予備費に計上いたしました。

以上、専決処分いたしました 8 件につきましてご説明申し上げましたので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

質疑

○**渡部康吉議長** これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

19 番、大竹幸一君。

○**大竹幸一議員** 1 点、税条例の一部改正について質問します。説明書の中で株式等譲渡所得割軽減税率で適用 1 年。軽減税率がどの位の税率なのか具体的に伺いたい。

二つ目は、高齢者・障害者について一定のバリアフリー改修工事を行った場合に固定資産税が軽減される訳ですが、一定のバリアフリー工事とはどういったものなのか。面積とか金額とかの制限があるんでしょうか。その辺をもっと具体的に分かりやすく伺いたい。これは特に、南会津町の一般家庭にも必要なことかと思いますので伺いたい。

三つ目なのですが、三つ目は固定資産税における鉄道関係、会津鉄道とか野岩鉄道あたりが該当すると思うんですが、これによって具体的に所要の措置とはどのようなものなのか、固定資産税が今まで町に入ってくるものが減るのか増えるのか、その辺、分かりやすく具体的にどうなるのか伺いたい。

○渡部康吉議長 税務課長。

○税務課長 お答えいたします。1 点目の株式等譲渡所得割軽減税率関係であります、配当につきましては、21 年 3 月 31 日まで、譲渡益につきましては、20 年 3 月 31 日まで 1 年延長されるということでございまして、内容については、従来、本則では 20%でございまして、特例で 10%になっていたということで、その内、地方税が 3%、所得税が 7%の内訳で、住民税は都道府県税でございまして、その中から一定の割合で各市町村に配分されるということでございます。ちなみに税務課の数字ではないんですが、平成 19 年度の町の関係税額につきましては、230 万円が計上されております。

二点目のバリアフリーという事ではありますが、バリアフリーにつきましては、障害を取り除くということでございまして、現在、介護保険制度等で実施されていると思いますが、これにつきましては、国の政策の中で、ここに載っているように高齢者も含めるということでございます。従いまして、その該当用件は 8 項目ございます。具体的に申し上げますと、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、トイレの改修、手摺の設置、床材滑り止化、このいずれかに該当するものということでございまして、金額につきましても補助金とか介護保険給付金を除く工事費の合計額が 30 万以上ということでございます。それ以外につきましては、先ほど申し上げましたように介護保険給付等で対象になっている事業で同じようなものがございますので、今回新たに高齢者を含めた住宅のバリアフリーの税制支援ということでございます。

それから、三番目の鉄道用地の鉄軌道ということなのですが、その用地の関係もございまして、鉄軌道というのは専門用語になっておりますけど、鉄道は車両、軌道につきましては線路ということで、全体的な用地の評価方法について、現在ではその土地の形状や利用制約を理由に隣接する土地の価格の三分の一の価格で評価を行うようになっております。8 割以上が鉄道施設に供されている場合には、鉄軌道用地の利用状況につきましては、いわゆる駅中ビジネスと呼ばれるような、駅構内の空きスペースにおける商業店舗等の展開としたいろんな利用がされておりますので、それらの複雑化された施設等について評価を見直すことで、本来ですと 21 年度の評価替えなのですが、それを待たずにこれについま

しては 19 年度から実施するという事でございます。従いまして、内容につきましては、当町では該当施設はございません。以上でございます。

○渡部康吉議長 19 番大竹幸一君。

○大竹幸一議員 大体分かりましたが、二番目の既存住宅改修の関係で 3 年ですよね。19、20、21 の 3 年間だけど、3 年間の間にこういう改修ができる人もいるし、できない人もいる訳なんですけど不公平が生じる気がするんですが、その辺、なぜ 3 年間となっているのか、もう少し長い間だといいと思うんですけど、その辺の理由が分かれば伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○税務課長 基本的に内容出発点は税法からきておりまして、国の考え方が高齢者のバリアフリーが行われている住宅が非常に少ないということで、国の住生活基本計画においても、住宅の新規供給よりも現在ストックされている住宅を活用するという方向に転換されるそうでございます。従いまして、既存の住宅のバリアフリーの改修を推進することが重要度ということで結論されておりまして、その内容は、先ほど申し上げましたように公的助成策としては、介護保険制度における居宅介護住宅改修事業、あるいは介護予防住宅改修費の給付等が行われているところでございますが、今年度の税制改正においては、所得税と地方税の税制優遇がございまして、住宅バリアフリーの改修を税制面から支援することが検討された結果として、所得税においては、住宅ローンの控除対象にバリアフリー改修が追加されまして、今申し上げました地方税についても、バリアフリーの改修を行った住宅にかかる固定資産税の減額措置を創設したということで、その 3 年間は、この税法上そのように規定されてありましたので、町の税条例もそれに従ったということで、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

17 番芳賀沼順一君。

○芳賀沼順一議員 今の関連ですが、介護保険法でバリアフリーの補助金が 20 万円までは一割負担でできるということがあったと思うんですが、その 20 万という範囲は、それとはぜんぜん別ですか。30 万というのは 20 万が 30 万になったのか、20 万で 9 割の補助金を貰ったものも税法の範囲に規定にはまるのかお聞きします。

○渡部康吉議長 税務課長。

○税務課長 お答えします。介護保険上の補助事業給付金というのは、その改修に対する補助でありまして、私たちの税条例につきましては、30 万円以上、介護保険給付金を除

く以外に 30 万円以上ですから、たとえば介護保険施設関係ですと、おおむね 48 万以上か 50 万以上の工事をすることによって、固定資産税が三分の一、翌年度に減額されます。ということでございますので、内容的には施設の補助と固定資産税の減免の違いだと思います。

○渡部康吉議長 17 番芳賀沼順一君。

○芳賀沼順一議員 分かりましたとはあれなんですが、介護保険の補助分は除くんですね。あてはまらないということなんですか。

○渡部康吉議長 税務課長。

○税務課長 そのとおりでございます。30 万円以上の工事費の額につきましては、介護給付金を除くということでございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありませんか。

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

○渡部康吉議長 これより採決します。本案は、これを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。よって本案は、これを承認することに決しました。暫時休憩をいたします。この間、議会運営委員会の開催をお願いします。

休憩午後 2 時 00 分

再開午後 2 時 35 分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加議事日程（第 1 号の追加 2）

追加日程第 13 議案第 44 号 監査委員の選任について

追加日程第 14 議員派遣の件について

追加日程第 15 閉会中の継続調査について

追加日程

○渡部康吉議長 先ほど、町長提出議案 1 件、議員派遣の件及び各委員長から所掌事務並びに所管事務にかかる継続調査の申出書が提出されております。

○渡部康吉議長 お諮りいたします。この際、これらの案件については、お手元にご配布の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに決しました。

議案第 44 号 監査委員の選任について

○渡部康吉議長 追加日程第 13、議案第 44 号監査委員の選任についてを議題とします。局長をして、朗読します。

〔澤田洋一事務局長、議案朗読〕

○渡部康吉議長 本案については、平野昌盛君の一身上にかかる事件でありますので、地方自治法第 117 条の規定により、平野昌盛君の退席を求めます。

〔平野昌盛議員退席〕

○渡部康吉議長 提出者の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 追加して提案をいたします議案についてご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

議案 44 号監査委員の選任についてご説明を申し上げます。本案は、町議会議員の改選により、馬場清雄氏が 4 月 30 日付けをもって監査委員を退任され、これまで空席となっていたため、その後任として平野昌盛氏が最も適任と認め、議会の同意を求めるものであります。

平野氏は、南郷地域のご出身で、旧南郷村役場に勤務されるなど、行政書士としてもご活躍されており、行政経験も豊富で人格識見高く、広く社会に精通しておられることから、本町監査委員として最適任と認めるものであります。

よろしくご審議を賜りまして、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 お諮りいたします。本案は、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。よって質疑・討論を省略し採決することに決しました。

採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成起立〕

○渡部康吉議長 起立全員です。よって、議案第 44 号監査委員の選任については、同意することに決しました。

ここで、平野昌盛君の着席を求めます。

〔平野昌盛議員着席〕

○渡部康吉議長 平野昌盛君にお知らせいたします。監査委員の選任については、只今、起立多数をもって、同意することに決しました。

それでは、只今同意されました平野昌盛君より、ご挨拶をいただきます。

○平野昌盛議員 只今、監査委員に選任されました平野昌盛でございます。合併して間もなく1年が過ぎておりますが、非常に大切な時期かと思えます。そういった時期に私としては身に余る大役だと思えますが、皆様方のご指導ご協力によりまして、監査委員という職務を全うしたいと思えます。つきましては、どうかよろしくお願いしたいと思えます。よろしくお願いします。

議員派遣の件について

○渡部康吉議長 次に追加日程第14議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。会議規則119条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

閉会中の所管事務調査について

○渡部康吉議長 次に追加日程第15委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則75条の規定により、お手元に配布しました、所掌及び所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○渡部康吉議長 これで、本日の議事日程は終了しました。

閉会

○渡部康吉議長 以上で、今期臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了しました。

以上をもちまして、平成 19 年第 1 回南会津町議会臨時会を閉会します。慎重審議、誠にありがとうございました。

午後 2 時 4 6 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成19年 月 日

南会津町議会臨時議長

南会津町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員